

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示
国民健康保険医等として登録があったものとなされるもの(保険課)

土地改良事業計画の変更(農村整備課)

土地改良法による換地計画の決定(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(三件)(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

入会林野整備計画の適否の決定(林務課)

入会林野整備計画の認可(〃)

◇ 選管告示
政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 正 誤
昭和六十三年三月鳥取県告示第二百五十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第 康三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上 平 聡	鳥国医第三、八二四号	昭和六十三年十月四日
竹 本 直 明	鳥国医第三、八二五号	〃
山 本 富 裕 美	鳥国医第三、八二六号	〃
国 頭 七 重	鳥国医第三、八二七号	〃
岩 永 真 人	鳥国医第三、八二八号	〃
安 達 和 彦	鳥国医第三、八二九号	〃
千 酌 浩 樹	鳥国医第三、八三〇号	〃
三 木 統 夫	鳥国医第三、八三四号	昭和六十三年十月十一日

小谷 彰子	鳥国葉第六六九号	昭和六十三年八月十八日
藤本 陽子	鳥国葉第六七一号	昭和六十三年九月二十六日
山岡 宮子	鳥国葉第六七二号	〃
中舎 正典	鳥国葉第六七三号	昭和六十三年九月二十七日
黒田 典子	鳥国葉第六七四号	昭和六十三年十月七日

鳥取県告示第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営排水対策特別事業横良川地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場及び大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る四王寺地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年一月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第二十一号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）西円通寺地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、福部村が行う土地改良事業（団体営農道整備事業栗谷地区農道整備）を平成元年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国坂地区農道整備）を平成元年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良

事業（団体営農道整備事業鎌谷地区農道整備）を平成元年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十五号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中村地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年一月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十六号

江府町が行う土地改良事業に係る美用地区下ノ原工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年一月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十七号

八頭郡八東町大字徳丸九三七下徳丸入会林野整備組合長竹内豊から申請のあった下徳丸入会林野整備計画については、昭和六十三年十二月二十二日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六條第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

下徳丸入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月十三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十八号

岩美郡岩美町大字太田一二七太田入会林野整備組合組合長日下部武志から申請のあった太田入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利

関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十條第一項の規定に基づき、平成元年一月九日認可したので、同條第三項の規定により告示する。

平成元年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二條第一項の規定による政治団体の収支に關する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成元年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和62年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 中山明保後援会

1 収入総額

0円

報告年月日 昭和63年10月11日

2 支出総額

0円

収入・支出の総額

政治団体の名称	香川晃後援会	
報告年月日	昭和63年10月18日	
収入・支出の総額		
1 収入総額	0円	
2 支出総額	0円	
政治団体の名称	漆原よしはる後援会	
報告年月日	昭和63年10月22日	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	66,500円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年収入額	66,500円	
(2) 支出総額	66,500円	
2 収入・支出の内訳		

正

誤

昭和六十三年三月鳥取県告示第二百五十一号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤

正

五 上 九 四三四 四三四（以上四筆国有林）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】